

写

政 調 第 6 3 3 号

平成 3 0 年 3 月 2 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様

蓮田市監査委員 山口 京子 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 8 年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の
意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

●平成28年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

ページ	項目	意見・要望事項	対応の状況	所管課
10 ページ	第3. むすび (1)規則等の整備について	「蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」は第4条第1項において「蓮田市立小・中学校管理規則(昭和32年蓮田市教委規則第1号)第26条」の規定を引用しているが、現在、蓮田市立小・中学校管理規則から引用すべき項目は第26条ではなく第27条となっている。学校施設開放の基本となるべき事項のため、引用する規則の改正があった場合には速やかかつ適切に事務処理を行う必要がある。 また、「蓮田市立学校施設開放実施要綱」並びに「蓮田市立学校体育施設開放実施要綱」はともに「蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づき規定されているが、規則の中の「施設管理指導員」がこの2つの要綱の中では「管理指導員」となっている。引用する規則の文言に基づき、正確に記すべきである。	規則等の整備につきましては、「蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」第4条第1項の引用を「蓮田市立小・中学校管理規則第26条」から「第27条」に改正いたしました。 また、「蓮田市立学校施設開放実施要綱」、「蓮田市立学校体育施設開放実施要綱」については、引用する規則の文言に合わせ改定を行い、利用団体へ周知しました。	社会教育課 文化スポーツ課
10 ページ	第3. むすび (2)施設の汚損、破損への対応について	各学校への調査において、「体育館に設置されているピアノの位置が所定の位置から移動されていた」、「体育館の窓の締め忘れ、体育用具の乱れ」、「水道の水が出たままになっていた」、「校庭にごみが残っていた」等の状況が報告された。また、破損の理由が確認できず、公費で修理していた。利用者へ施設利用の方法について再認識してもらうため、貸出会議等で周知を図る必要がある。	利用団体に施設利用のマナーを改善していただくため、貸出会議で改めて「学校・社会体育施設利用の手引き」を配付し、再認識を図りました。 また、適切でない利用があった団体については、文書で利用方法を周知しました。 今後につきましても、定期的に「学校・社会体育施設利用の手引き」を配付し、利用方法の周知を徹底してまいります。	社会教育課 文化スポーツ課
10 ページ	第3. むすび (3)受動喫煙対策について	各学校への調査において、平野小学校では平成28年度に体育館に吸い殻が放置された事実が確認された。市教育委員会で作成した「学校・社会体育施設利用の手引き」及び「特別教室利用説明書」等で喫煙は制限をしている。また、平成29年1月20日の第193回通常国会における施政方針演説の中で「四 安全・安心の国創り(生活の安心)」において受動喫煙対策の徹底が述べられていることや健康増進法の改正案も検討されていることから、利用者へのこれまで以上のマナーの向上を期待するものである。	「特別教室利用説明書」により、利用団体に施設利用のマナーの指導を行っておりますが、改善が必要な状態が見られた団体が発生した場合には、直ちに利用団体に連絡し改善指導を行っております。 利用団体に改めて「学校・社会体育施設利用の手引き」を配付し、喫煙禁止をはじめとする利用者マナーの再認識を図りました。学校施設開放は、児童・生徒がいる学校を利用しているということから、喫煙禁止を徹底してまいります。	社会教育課 文化スポーツ課
11 ページ	第3. むすび (4)受益者負担について	学校施設はすべて無料で開放となっている。生涯学習やスポーツ等の身近な活動の拠点として市民に開放する趣旨は理解できるが、バドミントンやハストピアなどの公共施設も充実してきており、小・中学校のすべての特別教室は空調設備が整備されている。また、黒浜公園の夜間照明施設の利用は有料となっていることや施設の破損時の修理費用等、負担の公平性の観点から学校施設開放における有料化について検討することが必要である。	学校施設開放については、負担の公平性の観点から受益者負担について、利用団体や関係機関のご意見等を伺うとともに、今後も調査研究を進め、特に黒浜西中学校については、夜間照明施設の有料化についても検討してまいります。	社会教育課 文化スポーツ課
11 ページ	第3. むすび (5)開放施設の拡大について	ヒアリングを行った結果、現時点では新規参入について問題がないが、今後も新規団体が利用の制限を受けることがないよう、利用しやすい学校施設開放の実施に努められたい。中学校施設は、平野中学校及び黒浜西中学校校庭と蓮田南中学校体育館を除きほとんどが開放されていない。その理由としては部活動が挙げられていた。しかし、昨今、部活動については時間の縮小も課題となっている。また、ヒアリング時には小学校体育館ではバスケットボールのリングの高さなどの問題から中学校体育館開放への市民からの要望もあったとのことである。また、平成28年8月30日から9月12日にかけて行った蓮田市市民意識調査においても「土、日、長期学校休校時の学校の開放。(40歳代 女性)」や「小、中学校の運動場、体育館を規則に基づいて開放する。(70歳以上 男性)」などの意見があった。これらの状況等も踏まえ、施設開放への検討を望むものである。	新規団体が利用の制限を受けないよう、引き続き利用しやすい学校施設開放に努めてまいります。また、学校施設開放の拡大については、学校教育に支障のない範囲を学校と協議し、検討してまいります。	社会教育課 文化スポーツ課
11 ページ	第3. むすび (6)学校施設の在り方について	学校の机、椅子等は、児童生徒が使用することを前提としていることから、成人の体格に合わせたものではなく、必ずしも大人にとって使用しやすいものではない。特に、小学校の施設では成人にとっては小さいことが多く、地域の生涯学習施設としての機能を果たすためには、今後、成人の使用も考慮に入れた施設整備を検討する必要があると考える。なお、学校施設は地震等の有事の際には避難所となることが想定されることから、平成24年度に高齢者や障がい者などの利用を考慮して、各小学校体育館の正面玄関に手すりを設置した。 学校施設の建設・改築に当たって、学校のみが使用する部分と開放して学校と住民が「共有」する部分とに区分し、学校全体を開放に適した施設としていくための基本方針を定めることが効果的であると考えられるので、今後の少子高齢化社会に対応した学校活用を検討することを望むものである。	学校施設については、学校教育はもとより、生涯学習や緊急避難所としての機能を果たす役割があると認識しております。 避難所としての機能を強化するための取組として、体育館トイレについては改修を計画的に進めているところでございます。 今後におきましても、避難所として必要とされる機能等の整備を進めるとともに、大規模改修などの機会を捉え、学校と住民が「共用」する部分について、少子高齢化社会に対応できる学校活用についても効果的に整備を進めることができるよう、検討を続けてまいります。	教育総務課